

◇一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)